

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書						
【提出先】	関東財務局長						
【提出日】	2019年5月15日						
【会社名】	株式会社チェンジ						
【英訳名】	CHANGE Inc.						
【代表者の役職氏名】	代表取締役兼執行役員社長 福留 大士						
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門三丁目17番1号						
【電話番号】	(03)6435-7340						
【事務連絡者氏名】	取締役兼執行役員CFO 山田 裕						
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門三丁目17番1号						
【電話番号】	(03)6435-7340						
【事務連絡者氏名】	取締役兼執行役員CFO 山田 裕						
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式						
【届出の対象とした募集(売出)金額】	<table border="0"> <tr> <td>一般募集</td> <td>5,698,640,000円</td> </tr> <tr> <td>引受人の買取引受けによる売出し</td> <td>1,662,750,000円</td> </tr> <tr> <td>オーバーアロットメントによる売出し</td> <td>1,136,212,500円</td> </tr> </table> <p>(注)1 募集金額は、会社法上の払込金額(以下「発行価額」という。)の総額であり、2019年5月8日(水)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した一般募集のうち日本国内において販売される株式数の上限における見込額であります。日本国内において販売される株式数に関しましては、本文「第一部 証券情報 第1 募集要項 1 新規発行株式」(注)2をご参照下さい。</p> <p>ただし、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。</p> <p>2 売出金額は、売出価額の総額であり、2019年5月8日(水)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しのうち、それぞれ日本国内において販売される株式数の上限における見込額であります。日本国内において販売される株式数に関しましては、本文「第一部 証券情報 第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受けによる売出し)」(注)1及び「第一部 証券情報 第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」(注)1をご参照下さい。</p>	一般募集	5,698,640,000円	引受人の買取引受けによる売出し	1,662,750,000円	オーバーアロットメントによる売出し	1,136,212,500円
一般募集	5,698,640,000円						
引受人の買取引受けによる売出し	1,662,750,000円						
オーバーアロットメントによる売出し	1,136,212,500円						

【安定操作に関する事項】

- 1 今回の募集及び売出しに伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。
- 2 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	1,600,000株	完全議決権株式であり、株主の権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1 2019年5月15日(水)開催の取締役会決議によります。

2 上記発行数1,600,000株は、2019年5月15日(水)開催の取締役会において決議された公募による新株式発行に係る募集株式数1,600,000株の募集(以下「一般募集」という。)のうち、日本国内において販売される株式数(以下「一般募集における国内販売株式数」という。また、かかる日本国内における販売を「一般募集における国内販売」という。)の上限であります。一般募集の募集株式数の一部が、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売(以下「一般募集における海外販売」といい、一般募集における海外販売の対象となる株式数を「一般募集における海外販売株式数」という。)されることがありますが、一般募集における海外販売株式数は、本有価証券届出書提出日(2019年5月15日(水))現在、未定です。

なお、一般募集の募集株式数のうち一般募集における国内販売株式数(新規発行株式の発行数)及び一般募集における海外販売株式数は、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日(後記「2 株式募集の方法及び条件」に定義する。)に決定されますが、一般募集における海外販売株式数は一般募集の募集株式数1,600,000株の半数以下とするため、一般募集における国内販売株式数(新規発行株式の発行数)は一般募集の募集株式数1,600,000株の半数以上となります。

一般募集における海外販売の内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 本邦以外の地域において開始される募集に係る事項について」をご参照下さい。

3 一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、307,500株を上限として株式会社SBI証券が当社株主より借受ける当社普通株式の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)が行われる場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

4 一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 ロックアップについて」をご参照下さい。

5 振替機関の名称及び住所  
株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

#### 2【株式募集の方法及び条件】

2019年5月22日(水)から2019年5月24日(金)までの間のいずれかの日(以下「発行価格等決定日」という。)に決定される発行価額にて後記「3 株式の引受け」欄に記載の引受人は買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行います。引受人は払込期日に発行価額の総額を当社に払込み、一般募集における価額(発行価格)の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

##### (1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	-	-	-
一般募集	1,600,000株	5,698,640,000	2,849,320,000
計(総発行株式)	1,600,000株	5,698,640,000	2,849,320,000

(注) 1 全株式を引受人の買取引受けにより募集します。

2 発行価額の総額は、引受人の買取引受けによる払込金額の総額であります。

3 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とします。

- 4 発行数、発行価額の総額及び資本組入額の総額は、一般募集における国内販売株式数（新規発行株式の発行数）の上限に係るものであります。一般募集における海外販売株式数に係るものにつきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 本邦以外の地域において開始される募集に係る事項について」をご参照下さい。
- 5 発行価額の総額及び資本組入額の総額は、2019年5月8日（水）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

（2）【募集の条件】

発行価格（円）	発行価額（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
未定 （注）1、2 発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件とします。	未定 （注）1 2	未定 （注）1	100株	自 2019年5月27日(月) 至 2019年5月28日(火) （注）3	1株につき発行価格と同一の金額	2019年6月3日(月) （注）3

（注）1 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件による需要状況等を勘案した上で、2019年5月22日（水）から2019年5月24日（金）までの間のいずれかの日（発行価格等決定日）に、一般募集における価額（発行価格）を決定し、併せて発行価額（払込金額であり、当社が引受人より1株当たりの新株式払込金として受取る金額）及び資本組入額を決定いたします。なお、資本組入額は、前記「(1) 募集の方法」に記載の資本組入額の総額を前記「(1) 募集の方法」に記載の一般募集における発行数で除した金額とします。

今後、発行価格等（発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、一般募集における国内販売の引受人の引受株式数、引受価額及び引受人の手取金をいい、以下「発行価格等」という。）が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（新規発行株式の発行数（一般募集における国内販売株式数）、一般募集における海外販売株式数、発行価額の総額（一般募集における国内販売に係る発行価額の総額）、一般募集における海外販売に係る発行価額の総額、資本組入額の総額（一般募集における国内販売に係る資本組入額の総額）、一般募集における海外販売に係る資本組入額の総額、発行諸費用の概算額（一般募集における国内販売に係る発行諸費用の概算額）、差引手取概算額（一般募集における国内販売に係る差引手取概算額）、一般募集における海外販売に係る発行諸費用の概算額、一般募集における海外販売に係る差引手取概算額、手取概算額合計、手取金の使途、引受人の買取引受けによる売出しの売出数（引受人の買取引受けによる売出しにおける国内販売株式数（後記「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受けによる売出し）」（注）1に定義する。）、引受人の買取引受けによる売出しにおける海外販売株式数（後記「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受けによる売出し）」（注）1に定義する。）、引受人の買取引受けによる売出しの売出価額の総額（引受人の買取引受けによる売出しにおける国内販売に係る売出価額の総額）、引受人の買取引受けによる売出しにおける海外販売に係る売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数、オーバーアロットメントによる売出しの売出数（オーバーアロットメントによる売出しにおける国内販売株式数（後記「第2 売出要項 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」（注）1に定義する。）、オーバーアロットメントによる売出しにおける海外販売株式数（後記「第2 売出要項 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」（注）1に定義する。）、オーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額（オーバーアロットメントによる売出しにおける国内販売に係る売出価額の総額）及びオーバーアロットメントによる売出しにおける海外販売に係る売出価額の総額をいい、以下「発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項」という。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] <http://www.change-jp.com/>）（以下「新聞等」という。）において公表します。なお、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の

決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

- 2 前記「2 株式募集の方法及び条件」の冒頭に記載の通り、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 3 申込期間及び払込期日については、上記の通り内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定します。なお、上記申込期間及び払込期日については、需要状況等を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況等の把握期間は、最長で2019年5月20日(月)から2019年5月24日(金)までとしておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、2019年5月22日(水)から2019年5月24日(金)までを予定しております。

したがって、

発行価格等決定日が2019年5月22日(水)の場合、申込期間は「自 2019年5月23日(木) 至 2019年5月24日(金)」、払込期日は「2019年5月30日(木)」

発行価格等決定日が2019年5月23日(木)の場合、申込期間は「自 2019年5月24日(金) 至 2019年5月27日(月)」、払込期日は「2019年5月31日(金)」

発行価格等決定日が2019年5月24日(金)の場合、上記申込期間及び払込期日の通りとなりますので、ご注意ください。

- 4 一般募集の主幹事会社は、株式会社SBI証券(以下「主幹事会社」という。)です。募集株式を取得し得る投資家のうち、国内個人投資家に対する需要状況の把握及び配分に関しては、株式会社SBI証券が行います。また、国内機関投資家及び海外投資家に対する需要状況の把握及び配分に関しては、株式会社SBI証券及びクレディ・スイス証券株式会社が共同ブックランナーとして行います。
- 5 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。
- 6 申込証拠金のうち発行価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当します。
- 7 申込証拠金には、利息をつけません。
- 8 株式の受渡期日は、払込期日の翌営業日であります。

したがって、

発行価格等決定日が2019年5月22日(水)の場合、受渡期日は「2019年5月31日(金)」

発行価格等決定日が2019年5月23日(木)の場合、受渡期日は「2019年6月3日(月)」

発行価格等決定日が2019年5月24日(金)の場合、受渡期日は「2019年6月4日(火)」

となりますので、ご注意ください。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

### (3) 【申込取扱場所】

後記「3 株式の引受け」欄記載の引受人の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

### (4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 青山支店	東京都港区北青山三丁目6番12号

(注) 上記払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

## 3【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	未定	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、払込期日に払込取扱場所へ発行価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。 ただし、一般募集における価額(発行価格)と発行価額との差額は引受人の手取金となります。 4. 引受人は、上記引受株式数のうち一部を、他の金融商品取引業者に販売を委託することがあります。
クレディ・スイス証券株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号		
計	-	1,600,000株	-

(注) 引受株式数及び引受株式数の合計(新規発行株式の発行数)は、発行価格等決定日に決定されます。なお、引受株式数及び引受株式数の合計(新規発行株式の発行数)は、一般募集における国内販売株式数(新規発行株式の発行数)の上限に係るものであります。

## 4【新規発行による手取金の使途】

## (1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
5,698,640,000	35,000,000	5,663,640,000

(注) 1 払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は、一般募集における国内販売株式数の上限に係るものであります。一般募集における海外販売株式数に係るものにつきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 本邦以外の地域において開始される募集に係る事項について」をご参照下さい。  
2 引受手数料は支払われないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税等は含まれておりません。  
3 払込金額の総額は、2019年5月8日(水)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

## (2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額5,663,640,000円と一般募集における海外販売に係る手取概算額(未定)とを合わせた手取概算額合計5,663百万円(以下「本件取得資金」という。)について、手取金の使途は主に下記のとおりとなります。

資金使途	金額(百万円)	支出予定時期
人件費・人材採用費	500	2019年6月～2021年9月
新規事業開発に係る投資	1,000	2019年6月～2021年9月
M&A・資本業務提携投資	1,500	2019年6月～2020年5月
財務体質強化のための借入金返済	2,663	2019年6月～2019年9月
計	5,663	

人件費・人材採用費 500百万円

当社は、本件取得資金のうち500百万円を人件費及び人材採用費に充当する予定です。

当社グループの事業が継続的な発展を実現するためには、最先端のテクノロジーを活用し、NEW-ITトランスフォーメーション（ 1 ）による生産性の革新を推進する多くの領域において高い能力を持つ優秀な人材の獲得及び育成が非常に重要であると考えております。

当社グループでは、優秀な人材の確保を重要な経営課題と位置づけており、人材の採用に積極的に取り組んでおりますが、近年あらゆる業界においてデジタルトランスフォーメーションが進んでおり、人材獲得競争が激化する中、優秀な人材確保にあたっての競争優位性を確立し、事業の拡大を行ってまいります。

新規事業開発に係る投資 1,000百万円

当社は、本件取得資金のうち1,000百万円を、新規事業開発に係る投資に充当する予定です。

当社グループが推進するNEW-ITトランスフォーメーション事業においては、日進月歩の進化を遂げている最先端の技術を絶えず現場で適用・検証しなければなりません。当該最先端技術を生産性の革新やパブリテック（ 2 ）における各種プロジェクトに応用すべく、発掘・開発し、NEW-ITトランスフォーメーション事業における技術基盤やノウハウの拡充を確固たるものに続けていく必要があります。

また、当社グループが持続可能な成長性を維持し企業価値を向上させるためには、最先端の技術を活用した新規事業創造を行い、新しい市場を開拓する取組みも重要であると認識しております。

当社は、新たなビジネス領域の拡大のために、人工知能、ブロックチェーン技術、ドローン技術、セキュリティ技術、ロボティクス技術等に取り組みます。また、市場開拓という観点では、地域内経済循環実現のための地方自治体向けITプラットフォームに必要となるデジタル決済や必要インフラへの投資、各種ソフトウェアの開発及び投資等を予定しており、それらの費用に充当する予定です。

M & A・資本業務提携投資 1,500百万円

当社は、本件取得資金のうち1,500百万円を、M & A・資本業務提携投資に充当する予定です。

当社が推進する生産性の革新及びパブリテックを加速化するために最適なシナジーが得られる事業を営む企業に対するM & Aや資本業務提携を実施することにより当社グループの事業を補完・強化することが可能であると考えており、事業規模拡大のための有効な手段の一つであると位置づけております。具体的な資金使途としては、以下の2つの計画を予定しております。

まず、当社は2018年11月に株式会社トラストバンク（ 3 ）の株式を取得し、60%程度を保有しておりますが、更に持株比率を向上させる予定であり、2019年9月末までに800百万円を投じる計画です。株式会社トラストバンクとの事業シナジーは当社の中期経営計画達成に向けた最も重要な要因であり、更に関与度を高めることを意図しております。なお、取得株式数、取得方法、取得単価及び株式追加取得後の持株比率については現時点で未定です。

次に、最先端のテクノロジーを活用してサービスを提供する企業や生産性の向上及びパブリテックを加速化する上でシナジーのある企業との資本業務提携に700百万円を充当する計画です。これまで、当社ではIPOアクセラレーションプログラム（ 4 ）を展開して累計275百万円の投資を行ってまいりましたが、株式会社GA technologiesや株式会社識学が東京証券取引所マザーズ市場に上場するなど、大きな成果をあげております。この動きを更に加速させるためにも、IPOアクセラレーションプログラムの当初予定投資総額1,000百万円から上記累計投資額を差し引いた725百万円のうち700百万円を資本業務提携のための資金として調達したいと考えております。資本業務提携につきましては、現時点においてその具体的な内容や金額、充当期間について決定したものはありません。

何らかの理由で支出予定期間中にM & A及び資本業務提携投資を実施する機会がない場合は、本の資金は借入金の返済に充当する予定です。

財務体質強化のための借入金返済 2,663百万円

当社は、本件取得資金のうち2,663百万円を、金融機関からの借入金の返済に充当する予定です。当社では、2018年11月に実施した株式会社トラストバンクの株式取得費用を金融機関からの借入れ（ 5 ）により充当しております。当該借入金の一部を返済することにより借入金の圧縮を行い、当社グループの財務体質の強化につなげてまいります。なお、借入金の一部返済後の残額の返済については、当初の金銭消費貸借契約に基づき、借入期間内での返済を行ってまいります。

1

当社は、新たなIT技術を用いて企業に変革を促す「NEW-ITトランスフォーメーション事業」を展開しております。「NEW-IT」とは、従来の「価格が高く、構築に時間がかかり、使い勝手の悪い」IT（情報技術）とは異なり、昨今本格化している「価格が安く、導入がスピーディーで、使い勝手の良い」ITを指します。クラウド技術などはその典型例ですが、NEW-ITの一部でしかありません。ITを構成する端末・回線・

ソフトウェア・ストレージなどの多岐にわたる課題をワンストップで解決し、顧客のNEW-ITへの移行・活用を支援するのが当社のビジネスです。

2

パブリテックとは、公共(Public)と技術(Technology)を掛け合わせた造語で、AI(人工知能)、IoT、ブロックチェーン等の先端技術を用いて、社会課題を解決することを指します。

3

株式会社トラストバンクの概要及び子会社化した目的

[株式会社トラストバンクの概要]

(1) 名称	株式会社トラストバンク
(2) 所在地	東京都目黒区青葉台三丁目6番28号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 須永 珠代
(4) 事業内容	ふるさと納税総合サイト「ふるさとチョイス」等の運営・企画をはじめとするメディア事業他
(5) 資本金	774万円
(6) 設立年月日	2012年4月2日
(7) 大株主及び持株比率	株式会社チェンジ 60.11% 須永 珠代 上村 龍文 なお、須永珠代及び上村龍文の持株比率につきましては、本人の要望により、非開示といたします。

[株式会社トラストバンクを子会社化した目的]

株式会社トラストバンクの主力事業であるふるさと納税事業を基軸としつつ、自治体並びに地域の事業者及び生産者とこれまで以上に密に連携をして、地域の地場産業における支援とともに、パブリテック事業を通じた地域の課題解決に取り組み、当社の得意領域である自治体内でのNEW-IT活用を通じた生産性向上プロジェクトのみならず、デジタル決済・地域通貨を活用した地域内の経済循環、インバウンド関連事業の強化(外国人観光客向けの各種取組み)など、相乗効果が期待できる事業領域を切り拓いていくことを目的に子会社化を行いました。

4

IPOアクセラレーションプログラムの概要

IPOアクセラレーションプログラムは、当社の「NEW-ITトランスフォーメーション事業」の拡大に寄与することが見込まれる有望なパートナー企業との資本業務提携を通じて、相互の企業価値向上の推進を図るものです。主にIPOの準備期間に入っている企業への投資を行っております。

5

借入れの概要

借入先	株式会社みずほ銀行
借入総額	5,000百万円
借入金利	基準金利+スプレッド
返済方法	元金不均等返済
借入日	2018年11月30日
借入期間	5年間
担保の有無	有り
劣後条項	無し



## 第2【売出要項】

### 1【売出株式（引受人の買取引受けによる売出し）】

2019年5月22日（水）から2019年5月24日（金）までの間のいずれかの日（発行価格等決定日）に決定される引受価額にて後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受けによる売出し）」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格。発行価格と同一の価格）で売出しを行います。引受人は受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受けによる売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金とします。売出人は引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数	売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	450,000株	1,662,750,000	東京都港区 神保 吉寿 175,000株
			東京都港区 福留 大士 175,000株
			東京都小金井市 石原 徹哉 50,000株
			埼玉県川口市 山田 裕 50,000株

（注）1 上記売出数450,000株及び売出価額の総額1,662,750,000円は、引受人の買取引受けによる売出しのうち、日本国内において販売される株式数（以下「引受人の買取引受けによる売出しにおける国内販売株式数」という。また、かかる日本国内における販売を「引受人の買取引受けによる売出しにおける国内販売」という。）の上限に係るものであります。引受人の買取引受けによる売出しの売出株式数の一部が、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売（以下「引受人の買取引受けによる売出しにおける海外販売」といい、引受人の買取引受けによる売出しにおける海外販売の対象となる株式数を「引受人の買取引受けによる売出しにおける海外販売株式数」という。）されることがありますが、引受人の買取引受けによる売出しにおける海外販売株式数は、本有価証券届出書提出日（2019年5月15日（水））現在、未定です。

なお、引受人の買取引受けによる売出しの売出株式数のうち引受人の買取引受けによる売出しにおける国内販売株式数（引受人の買取引受けによる売出しの売出数）及び引受人の買取引受けによる売出しにおける海外販売株式数は、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定されますが、引受人の買取引受けによる売出しにおける海外販売株式数は引受人の買取引受けによる売出しの売出株式数450,000株の半数以下とするため、引受人の買取引受けによる売出しにおける国内販売株式数（引受人の買取引受けによる売出しの売出数）は引受人の買取引受けによる売出しの売出株式数450,000株の半数以上となります。

引受人の買取引受けによる売出しにおける海外販売の内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 本邦以外の地域において開始される引受人の買取引受けによる売出しに係る事項について」をご参照下さい。

- 2 一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、307,500株を上限としてオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合があります。  
オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。
- 3 一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 ロックアップについて」をご参照下さい。
- 4 振替機関の名称及び住所  
株式会社証券保管振替機構  
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
- 5 売出価額の総額は、2019年5月8日（水）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

## 2【売出しの条件(引受人の買取引受けによる売出し)】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込単位	申込証拠 金(円)	申込受付 場所	引受人の住所及び氏 名又は名称	元引受契 約の内容
未定 (注)1、2 発行価格等決定日の 株式会社東京証券取 引所における当社普 通株式の終値(当日 に終値のない場合 は、その日に先立つ 直近日の終値)に 0.90~1.00を乗じた 価格(1円未満端数 切捨て)を仮条件と します。	未定 (注)1、2	自 2019年 5月27日(月) 至 2019年 5月28日(火) (注)3	100株	1株につ き売出価 格と同一 の金額	引受人の 本支店及 び営業所	東京都港区六本木一 丁目6番1号 株式会社SBI証 券	(注)4

(注)1 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件による需要状況等を勘案した上で、2019年5月22日(水)から2019年5月24日(金)までの間のいずれかの日(発行価格等決定日)に、売出価格を決定し、併せて引受価額(売出人が引受人より1株当たりの売買代金として受取る金額)を決定いたします。

今後、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、一般募集における国内販売の引受人の引受株式数、引受価額及び引受人の手取金)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(新規発行株式の発行数(一般募集における国内販売株式数)、一般募集における海外販売株式数、発行価額の総額(一般募集における国内販売に係る発行価額の総額)、一般募集における海外販売に係る発行価額の総額、資本組入額の総額(一般募集における国内販売に係る資本組入額の総額)、一般募集における海外販売に係る資本組入額の総額、発行諸費用の概算額(一般募集における国内販売に係る発行諸費用の概算額)、差引手取概算額(一般募集における国内販売に係る差引手取概算額)、一般募集における海外販売に係る発行諸費用の概算額、一般募集における海外販売に係る差引手取概算額、手取概算額合計、手取金の使途、引受人の買取引受けによる売出しの売出数(引受人の買取引受けによる売出しにおける国内販売株式数)、引受人の買取引受けによる売出しにおける海外販売株式数、引受人の買取引受けによる売出しの売出価額の総額(引受人の買取引受けによる売出しにおける国内販売に係る売出価額の総額)、引受人の買取引受けによる売出しにおける海外販売に係る売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数、オーバーアロットメントによる売出しの売出数(オーバーアロットメントによる売出しにおける国内販売株式数)、オーバーアロットメントによる売出しにおける海外販売株式数、オーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額(オーバーアロットメントによる売出しにおける国内販売に係る売出価額の総額)及びオーバーアロットメントによる売出しにおける海外販売に係る売出価額の総額)について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、新聞等において公表します。なお、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2 前記「1 売出株式(引受人の買取引受けによる売出し)」の冒頭に記載の通り、売出価格と引受価額とは異なります。売出価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3 売出価格及び申込期間については、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件」において決定される発行価格及び申込期間とそれぞれ同一とします。

4 元引受契約の内容

買取引受けによります。

引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額は、引受人の手取金となります。

なお、引受人の手取金は前記「第1 募集要項 3 株式の引受け 引受けの条件」において決定される引受人の手取金と同一とします。

5 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

6 申込証拠金のうち引受価額相当額は、受渡期日に売出人への支払いに充当します。

7 申込証拠金には、利息をつけません。

8 株式の受渡期日は、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件」における株式の受渡期日と同日とします。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

### 3【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数	売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	307,500株	1,136,212,500	東京都港区六本木一丁目6番1号 株式会社SBI証券

(注)1 オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、株式会社SBI証券が当社株主より307,500株を上限として借受ける当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。オーバーアロットメントによる売出し等の内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

上記売出数307,500株及び売出価額の総額1,136,212,500円は、オーバーアロットメントによる売出しのうち、日本国内において販売される株式数(以下「オーバーアロットメントによる売出しにおける国内販売株式数」という。また、かかる日本国内における販売を「オーバーアロットメントによる売出しにおける国内販売」という。)の上限に係るものであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数の一部が、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売(以下「オーバーアロットメントによる売出しにおける海外販売」といい、オーバーアロットメントによる売出しにおける海外販売の対象となる株式数を「オーバーアロットメントによる売出しにおける海外販売株式数」という。)されることがありますが、オーバーアロットメントによる売出しにおける海外販売株式数は、本有価証券届出書提出日(2019年5月15日(水))現在、未定です。

なお、オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数のうちオーバーアロットメントによる売出しにおける国内販売株式数(オーバーアロットメントによる売出しの売出数)及びオーバーアロットメントによる売出しにおける海外販売株式数は、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定されますが、オーバーアロットメントによる売出しにおける海外販売株式数はオーバーアロットメントによる売出しの売出株式数307,500株の半数以下とするため、オーバーアロットメントによる売出しにおける国内販売株式数(オーバーアロットメントによる売出しの売出数)はオーバーアロットメントによる売出しの売出株式数307,500株の半数以上となります。

オーバーアロットメントによる売出しにおける海外販売の内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 5 本邦以外の地域において開始されるオーバーアロットメントによる売出しに係る事項について」をご参照下さい。

今後、売出数が決定された場合は、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、一般募集における国内販売の引受人の引受株式数、引受価額及び引受人の手取金)及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(新規発行株式の発行数(一般募集における国内販売株式数)、一般募集における海外販売株式数、発行価額の総額(一般募集における国内販売に係る発行価額の総額)、一般募集における海外販売に係る発行価額の総額、資本組入額の総額(一般募集における国内販売に係る資本組入額の総額)、一般募集における海外販売に係る資本組入額の総額、発行諸費用の概算額(一般募集における国内販売に係る発行諸費用の概算額)、差引手取概算額(一般募集における国内販売に係る差引手取概算額)、一般募集における海外販売に係る発行諸費用の概算額、一般募集における海外販売に係る差引手取概算額、手取概算額合計、手取金の使途、引受人の買取引受けによる売出しの売出数(引受人の買取引受けによる売出しにおける国内販売株式数)、引受人の買取引受けによる売出しにおける海外販売株式数、引受人の買取引受けによる売出しの売出価額の総額(引受人の買取引受けによる売出しにおける国内販売に係る売出価額の総額)、引受人の買取引受けによる売出しにおける海外販売に係る売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数、オーバーアロットメントによる売出しの売出数(オーバーアロットメントによる売出しにおける国内販売株式数)、オーバーアロットメントによる売出しにおける海外販売株式数、オーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額(オーバーアロットメントによる売出しにおける国内販売に係る売出価額の総額)及びオーバーアロットメントによる売出しにおける海外販売に係る売出価額の総額)について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、新聞等において公表します。なお、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

- 2 振替機関の名称及び住所  
株式会社証券保管振替機構  
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
- 3 売出価額の総額は、2019年5月8日(水)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

#### 4【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

売出価格 (円)	申込期間	申込単位	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注)1	自 2019年 5月27日(月) 至 2019年 5月28日(火) (注)1	100株	1株につき売 出価格と同一 の金額	株式会社S B I証券の本支 店及び営業所	-	-

- (注)1 売出価格及び申込期間については、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件」において決定される発行価格及び申込期間とそれぞれ同一とします。
- 2 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。
  - 3 申込証拠金には、利息をつけません。
  - 4 株式の受渡期日は、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件」における株式の受渡期日と同日とします。
- 株式は、受渡期日から売買を行うことができます。  
社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

### 1 オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、307,500株を上限として株式会社SBI証券が当社株主より借受ける当社普通株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)が行われる場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合、株式会社SBI証券は、オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数を上限として、追加的に当社普通株式を取得する権利(以下「グリーンシューオプション」という。)を、一般募集、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの受渡期日から2019年6月21日(金)までの間を行使期間として、上記当社株主から付与されます。

また、株式会社SBI証券は、一般募集、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から2019年6月21日(金)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。(注))、借入れ株式の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。株式会社SBI証券がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、株式会社SBI証券の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、株式会社SBI証券は、一般募集、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

上記のとおりシンジケートカバー取引及び安定操作取引により取得して返還に充当後の残余の借入れ株式は、株式会社SBI証券がグリーンシューオプションを行使することにより返還されます。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については、発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、株式会社SBI証券による上記当社株主からの当社普通株式の借入れ及び当該株主から株式会社SBI証券へのグリーンシューオプションの付与は行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

(注) グリーンシューオプションの行使期間及びシンジケートカバー取引期間は、

発行価格等決定日が2019年5月22日(水)の場合、グリーンシューオプションの行使期間は「2019年5月31日(金)から2019年6月21日(金)までの間」、シンジケートカバー取引期間は「2019年5月25日(土)から2019年6月21日(金)までの間」

発行価格等決定日が2019年5月23日(木)の場合、グリーンシューオプションの行使期間は「2019年6月3日(月)から2019年6月21日(金)までの間」、シンジケートカバー取引期間は「2019年5月28日(火)から2019年6月21日(金)までの間」

発行価格等決定日が2019年5月24日(金)の場合、グリーンシューオプションの行使期間は「2019年6月4日(火)から2019年6月21日(金)までの間」、シンジケートカバー取引期間は「2019年5月29日(水)から2019年6月21日(金)までの間」

となります。

### 2 ロックアップについて

一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに関連して、当社株主であり引受人の買取引受けによる売出しにおける売出人である神保吉寿、福留大士、石原徹哉及び山田裕、並びに当社株主である伊藤彰、金田憲治及び高橋範光は、主幹事会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの受渡期日から起算して90日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却(ただし、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等は除く。)等を行わない旨合意しております。

また、当社は、主幹事会社に対し、ロックアップ期間中、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利又は義務を有する有価証券の発行等(ただし、一般募集による新株式発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

### 3 本邦以外の地域において開始される募集に係る事項について

2019年5月15日(水)開催の取締役会において決議された公募による新株式発行(一般募集)に係る募集株式数の一部が、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売(一般募集における海外販売)されることがあります。

一般募集における海外販売の概要は以下のとおりであります。

#### (1) 株式の種類

当社普通株式

#### (2) 発行数(一般募集における海外販売株式数)

未定

(発行数(一般募集における海外販売株式数)は、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定されますが、一般募集の発行数1,600,000株の半数以下とします。)

#### (3) 発行価格

未定

(日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定します。)

#### (4) 発行価額(会社法上の払込金額)

未定

(日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日に決定します。)

#### (5) 資本組入額

未定

(資本組入額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額(1円未満端数切上げ)を上記(2)記載の発行数で除した金額とします。)

#### (6) 発行価額の総額(一般募集における海外販売に係る発行価額の総額)

未定

#### (7) 資本組入額の総額(一般募集における海外販売に係る資本組入額の総額)

未定

(資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とします。)

#### (8) 株式の内容

完全議決権株式であり、株主の権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

#### (9) 発行方法

一般募集の引受人が一般募集の募集株式を買取引受けした上で、一般募集の募集株式数の一部を海外販売することがあります。海外投資家に対する需要状況の把握及び配分に関しては、株式会社SBI証券及びクレディ・スイス証券株式会社が共同ブックランナーとして行います。

#### (10) 引受人の名称

株式会社SBI証券

クレディ・スイス証券株式会社

## (11) 募集を行う地域

欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)

## (12) 提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

## 手取金の総額

一般募集における海外販売に係る払込金額の総額	未定
一般募集における海外販売に係る発行諸費用の概算額	未定
一般募集における海外販売に係る差引手取概算額	未定

## 手取金の用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

一般募集における海外販売に係る差引手取概算額(未定)と一般募集における国内販売に係る手取概算額5,663,640,000円とを合わせた手取概算額合計5,663百万円(本件取得資金)について、手取金の用途は主に下記のとおりとなります。

資金用途	金額(百万円)	支出予定時期
人件費・人材採用費	500	2019年6月～2021年9月
新規事業開発に係る投資	1,000	2019年6月～2021年9月
M&A・資本業務提携投資	1,500	2019年6月～2020年5月
財務体質強化のための借入金返済	2,663	2019年6月～2019年9月
計	5,663	

詳細については、前記「第1 募集要項 4 新規発行による手取金の用途 (2) 手取金の用途」をご参照下さい。

## (13) 新規発行年月日(払込期日)

2019年5月30日(木)から2019年6月3日(月)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の6営業日後の日とします。

## (14) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称

株式会社東京証券取引所

## (15) その他の事項

発行済株式総数及び資本金の額(2019年3月31日現在)

発行済株式総数	14,027,200株
資本金の額	242,389,000円

安定操作に関する事項

- 今回の募集に伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。
- 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。

#### 4 本邦以外の地域において開始される引受人の買取引受けによる売出しに係る事項について

2019年5月15日(水)開催の取締役会において決議された引受人の買取引受けによる売出しに係る売出株式数の一部が、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売(引受人の買取引受けによる売出しにおける海外販売)されることがあります。

引受人の買取引受けによる売出しにおける海外販売の概要は以下のとおりであります。

(1) 株式の種類

当社普通株式

(2) 売出数(引受人の買取引受けによる売出しにおける海外販売株式数)

未定

(売出数(引受人の買取引受けによる売出しにおける海外販売株式数)は、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定されますが、引受人の買取引受けによる売出しの売出株式数450,000株の半数以下とします。)

(3) 売出価格

未定

(日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定します。)

(4) 引受価額

未定

(日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日に決定します。なお、引受価額とは、売出人が下記(8)記載の引受人より1株当たりの売買代金として受取る金額をいいます。)

(5) 売出価額の総額(引受人の買取引受けによる売出しにおける海外販売に係る売出価額の総額)

未定

(6) 株式の内容

完全議決権株式であり、株主の権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

(7) 売出方法

引受人の買取引受けによる売出しの引受人が引受人の買取引受けによる売出しの売出株式を買取引受けした上で、引受人の買取引受けによる売出しの売出株式数の一部を海外販売することがあります。

(8) 引受人の名称

株式会社SBI証券

(9) 売出人の名称

神保 吉寿  
福留 大士  
石原 徹哉  
山田 裕

(10) 売出しを行う地域

欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)



## (11) 受渡年月日

2019年5月31日(金)から2019年6月4日(火)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の7営業日後の日とします。

## (12) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称

該当事項はありません。

## (13) その他の事項

発行済株式総数及び資本金の額(2019年3月31日現在)

発行済株式総数 14,027,200株

資本金の額 242,389,000円

安定操作に関する事項

1 今回の売出しに伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。

2 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。

## 5 本邦以外の地域において開始されるオーバーアロットメントによる売出しに係る事項について

2019年5月15日(水)開催の取締役会において決議されたオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数の一部が、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売(オーバーアロットメントによる売出しにおける海外販売)されることがあります。

オーバーアロットメントによる売出しにおける海外販売の概要は以下のとおりであります。

## (1) 株式の種類

当社普通株式

## (2) 売出数(オーバーアロットメントによる売出しにおける海外販売株式数)

未定

(売出数(オーバーアロットメントによる売出しにおける海外販売株式数)は、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定されますが、オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数307,500株の半数以下とします。)

## (3) 売出価格

未定

(売出価格は、発行価格等決定日に決定します。なお、売出価格は一般募集における発行価格(募集価格)及び引受人の買取引受けによる売出しにおける売出価格と同一とします。)

## (4) 売出価額の総額(オーバーアロットメントによる売出しにおける海外販売に係る売出価額の総額)

未定

## (5) 株式の内容

完全議決権株式であり、株主の権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

## (6) 売出方法

307,500株を上限として株式会社SBI証券が当社株主より借受ける当社普通株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)が行われる場合がありますが、売出株式の一部は、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売されることがあります。

## (7) 売出しを行う者の名称

株式会社SBI証券

- (8) 売出しを行う地域  
欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)
- (9) 受渡年月日  
2019年5月31日(金)から2019年6月4日(火)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の7営業日後の日とします。
- (10) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称  
該当事項はありません。
- (11) その他の事項  
発行済株式総数及び資本金の額(2019年3月31日現在)
- |         |              |
|---------|--------------|
| 発行済株式総数 | 14,027,200株  |
| 資本金の額   | 242,389,000円 |

安定操作に関する事項

- 1 今回の売出しに伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。
- 2 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。

**第3【第三者割当の場合の特記事項】**

該当事項はありません。

## 第4【その他の記載事項】

特に新株式発行並びに株式売出届出目論見書に記載しようとする事項は次の通りであります。

|||  
・表紙に当社のロゴマーク ||| CHANGE を記載いたします。  
|||

・表紙裏に以下の内容を記載いたします。

1 今後、発行価格等（発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、一般募集における国内販売の引受人の引受株式数、引受価額及び引受人の手取金をいい、以下「発行価格等」といいます。）が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（新規発行株式の発行数（一般募集における国内販売株式数）、一般募集における海外販売株式数、発行価額の総額（一般募集における国内販売に係る発行価額の総額）、一般募集における海外販売に係る発行価額の総額、資本組入額の総額（一般募集における国内販売に係る資本組入額の総額）、一般募集における海外販売に係る資本組入額の総額、発行諸費用の概算額（一般募集における国内販売に係る発行諸費用の概算額）、差引手取概算額（一般募集における国内販売に係る差引手取概算額）、一般募集における海外販売に係る発行諸費用の概算額、一般募集における海外販売に係る差引手取概算額、手取概算額合計、手取金の使途、引受人の買取引受けによる売出しの売出数（引受人の買取引受けによる売出しにおける国内販売株式数）、引受人の買取引受けによる売出しにおける海外販売株式数、引受人の買取引受けによる売出しの売出価額の総額（引受人の買取引受けによる売出しにおける国内販売に係る売出価額の総額）、引受人の買取引受けによる売出しにおける海外販売に係る売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数、オーバーアロットメントによる売出しの売出数（オーバーアロットメントによる売出しにおける国内販売株式数）、オーバーアロットメントによる売出しにおける海外販売株式数、オーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額（オーバーアロットメントによる売出しにおける国内販売に係る売出価額の総額）及びオーバーアロットメントによる売出しにおける海外販売に係る売出価額の総額をいい、以下「発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項」といいます。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] <http://www.change-jp.com/>）（以下「新聞等」といいます。）において公表します。なお、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2 募集又は売出しの公表後における空売りについて

(1) 金融商品取引法施行令（以下「金商法施行令」といいます。）第26条の6の規定により、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」（以下「取引等規制府令」といいます。）第15条の5に定める期間（有価証券の募集又は売出しについて、有価証券届出書が公衆の縦覧に供された日の翌日から、発行価格又は売出価格を決定したことによる当該有価証券届出書の訂正届出書が公衆の縦覧に供された時までの間（注1））において、当該有価証券と同一の銘柄につき取引所金融商品市場又は金商法施行令第26条の2の2第7項に規定する私設取引システムにおける空売り（注2）又はその委託若しくは委託の取次ぎの申込みを行った投資家は、当該募集又は売出しに応じて取得した有価証券により当該空売りに係る有価証券の借入れ（注3）の決済を行うことはできません。

(2) 金融商品取引業者等は、(1)に規定する投資家が行った空売り（注2）に係る有価証券の借入れ（注3）の決済を行うために当該募集又は売出しに応じる場合には、当該募集又は売出しの取扱いにより有価証券を取得させることができません。

（注）1 取引等規制府令第15条の5に定める期間は、2019年5月16日から、発行価格及び売出価格を決定したことによる有価証券届出書の訂正届出書が2019年5月22日から2019年5月24日までの間のいずれかの日に提出され、公衆の縦覧に供された時までの間となります。

2 取引等規制府令第15条の7各号に掲げる、次の取引を除きます。

・先物取引

・国債証券、地方債証券、社債券（新株予約権付社債券及び交換社債券を除きます。）等の空売り

・取引所金融商品市場における立会外売買による空売り

3 取引等規制府令第15条の6に定めるもの（売戻条件付売買又はこれに類似する取引による買付け）を含みます。

- ・表紙の次に、以下の「会社プロフィール・沿革」から「中期経営計画」までの内容をカラー印刷したものを記載いたします。

## 会社プロフィール・沿革

### 会社プロフィール

商号	III 株式会社チェンジ (Change Inc.)
事業内容	III NEW-ITトランスフォーメーション事業 ・ Mobile & Sensing Application ・ Enterprise Security & Infrastructure ・ Analytics & IoT ・ Next Learning Experience III 投資事業 III パブリック事業
所在地	III 東京都港区虎ノ門3-17-1 TOKYU REIT虎ノ門ビル6階
設立	III 2003年4月10日

### 沿革

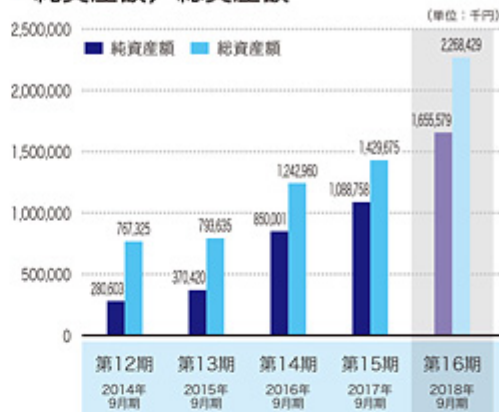
年月	事項
2003年 4月	大阪府大阪市北区に株式会社チェンジ(資本金650万円)を設立 ITプロジェクト等のコンサルティングビジネスを開始 IT人材を育成する研修ビジネスを開始
2003年12月	東京オフィスを東京都港区表参道に開設
2005年 2月	本社を東京都港区表参道に移転
2005年 5月	業務拡張のため、本社を東京都港区外苑前に移転
2006年 7月	業務拡張のため、本社を東京都渋谷区宮益坂に移転
2008年 2月	業務拡張のため、本社を東京都渋谷区並木橋に移転
2011年 4月	Mobile & Sensing Applicationサービスを開始
2012年 4月	Enterprise Security & Infrastructureサービスを開始
2013年10月	Analytics & IoTサービスを開始
2014年 9月	業務拡張のため、本社を東京都港区虎ノ門に移転
2016年 9月	東京証券取引所マザーズに株式を上場
2017年12月	投資事業を開始
2018年 9月	東京証券取引所市場第一部に市場変更
2018年11月	株式会社トラストバンクを子会社化

## 単体業績の推移

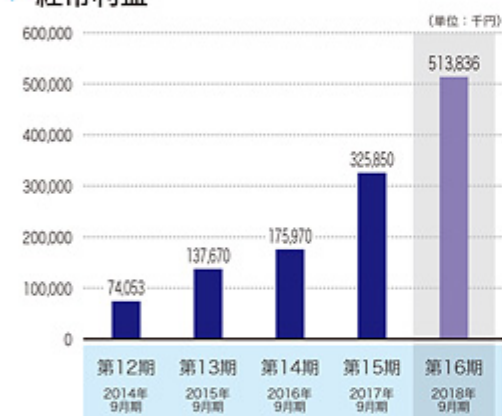
### ▶ 売上高



### ▶ 純資産額／総資産額



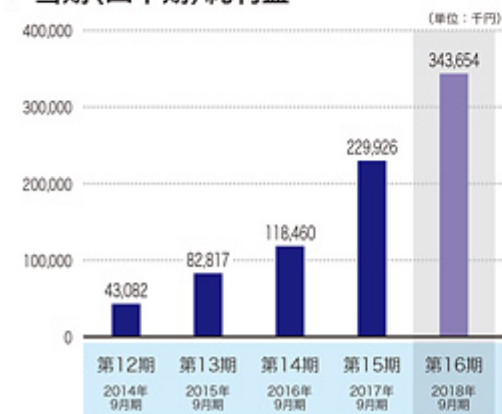
### ▶ 経常利益



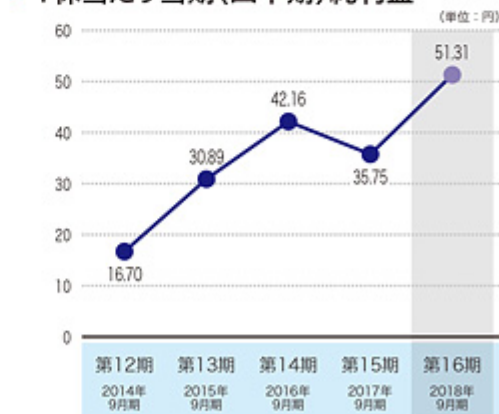
### ▶ 1株当たり純資産額



### ▶ 当期(四半期)純利益



### ▶ 1株当たり当期(四半期)純利益



- (注) 1. 第12期は、決算期変更により2014年4月1日から2014年9月30日までの6ヶ月間となっております。  
 2. 当社は2016年7月29日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行っておりますが、第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期(四半期)純利益を算定しております。  
 3. 当社は2018年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、第15期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期(四半期)純利益を算定しております。

## ミッション・ビジョン

## ミッション

III Change People,  
Change Business,  
Change Japan.



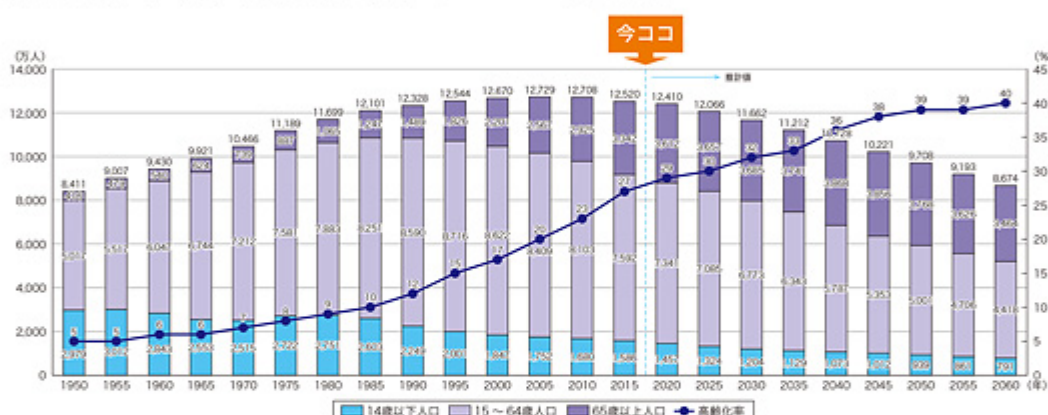
## ビジョン

生産性をCHANGEする。



## 問題意識

III 人口減少下の日本を持続可能な社会にするための事業を展開



出典：総務省平成28年度版情報通信白書「図表1-1-1-1 我が国の人口の推移」

<http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h28/html/nc1111110.html>

※2015年までは総務省「国勢調査」(年齢不詳人口を除く)、2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成24年1月推計)。(出生中位・死亡中位推計)

## 当社事業領域の成長性

III 当社は十分な規模のある国内IT市場の中で、とりわけ成長度の高い領域にフォーカスしております。

III 特に、旧来型のITからNEW-ITへの置き換えの先導役として事業を展開しております。

国内IT市場成長  
(中期)

III 2018年市場規模は**17兆5,158億円**  
III 2017年から2022年までの年間平均成長率は**2.2%予測**

DXのための投資額  
(長期)

III 2030年に**2兆3,687億円**を予測(2017年比**4.2倍**)

LOB(事業部門)による  
IT支出

III 2018年LOBによるIT支出は**4兆8,793億円**、2016年～21年の年間平均成長率は**4.0%**を見込む  
III IT部門による支出の年間平均成長率**1.5%**を上回る  
III 国内IT市場に占めるLOB支出は約4割で推移し**増加傾向**

出典：\*1 IDC(IT専門調査会社)「国内IT市場産業分野別/企業規模別予測2018年～2022年」に基づくbp-Affaires記事より  
(<https://bp-affairs.com/news/2018/05/20180530-7366.html>)

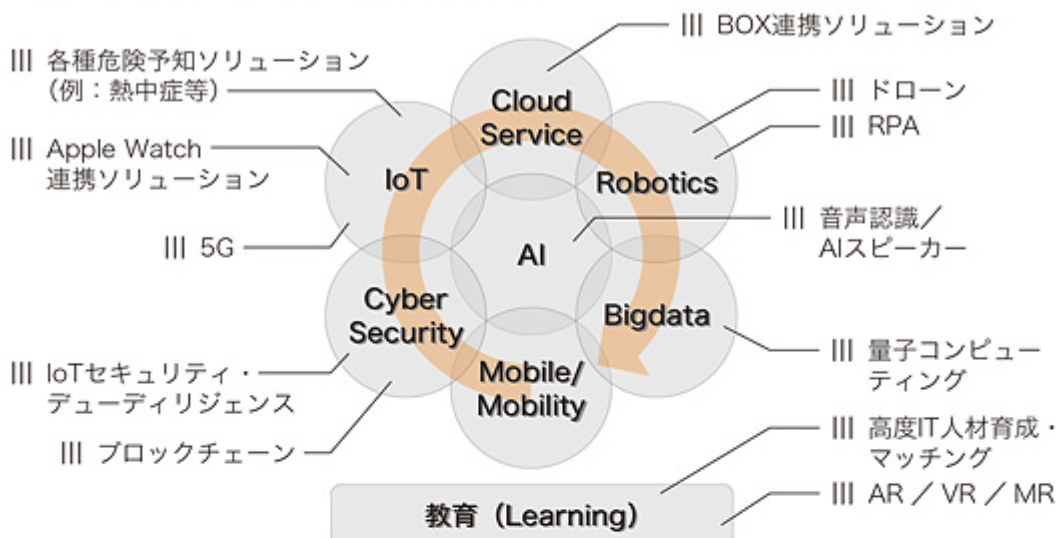
\*2 富士キメラ総研「2018デジタルトランスフォーメーション市場の将来展望」。なお、DX(デジタルトランスフォーメーション)とは、「AI、ビッグデータ、IoT、クラウドといった新たなICT技術の活用により、ビジネスモデルの変革や新しいビジネスの創出を実現し、ユーザーに新たな価値の提供を実現する取り組み」のこと

\*3 IDC「国内IT市場LOB支出産業分野別/企業規模別予測2018年～2021年」なお、LOBとは「Line of Business」の略で、企業業務に直結する事業部門のこと

## NEW-ITトランスフォーメーション事業

### NEW-ITトランスフォーメーションとは

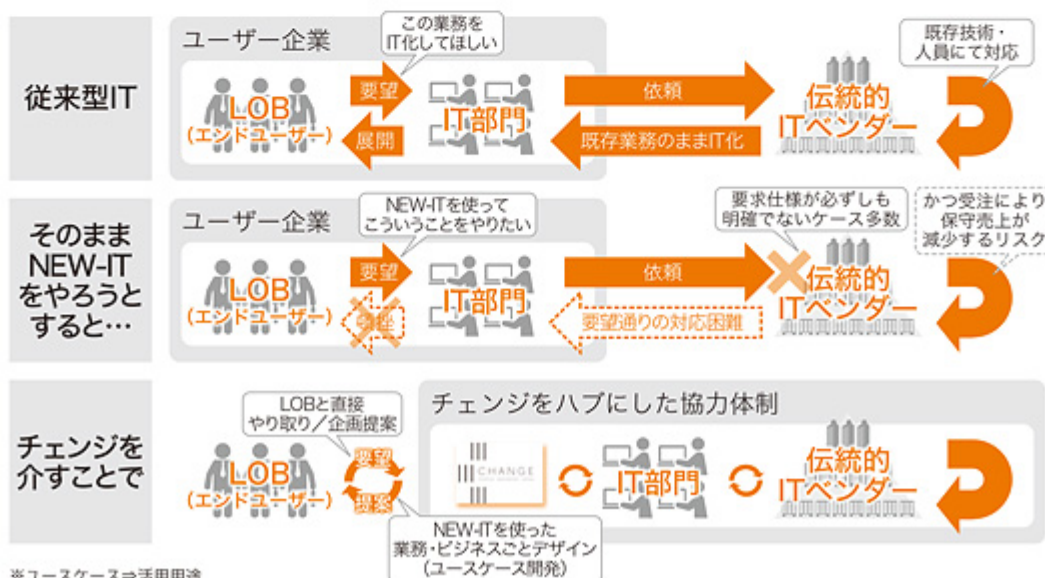
III 当社の取組みは、いわゆるCAMBRICと呼ばれるような新しい技術を総合的に組合せて、本質的に業務のやり方を刷新していくというものです。



※CAMBRIC⇒Cloud Computing, Artificial Intelligence (AI), Mobility, Big Data, Robotics, Internet of Things (IoT), CyberSecurityの略  
 ※BOX⇒BOX社が提供するビジネス文書のファイル共有・コラボレーションのための企業向けクラウドサービス  
 ※RPA⇒Robotic Process Automationの略。ホワイトカラーのデスクワークを、パソコンの中にあるソフトウェア型のロボットが代行・自動化する概念のこと  
 ※AR⇒Augmented Realityの略/拡張現実  
 ※VR⇒Virtual Realityの略/仮想現実  
 ※MR⇒Mixed Realityの略/複合現実

### NEW-IT推進におけるチェンジ

III エンドユーザーの業務をそのままIT化してきた歴史から、顧客のIT部門やベンダーにとって新業務のデザインは必ずしも容易ではありません。そこで当社がエンドユーザーとIT部門・ITベンダーのハブになり、その取組みを推進する役割を担います。



※ユースケース⇒活用用途

## 基本戦略

### 基本戦略

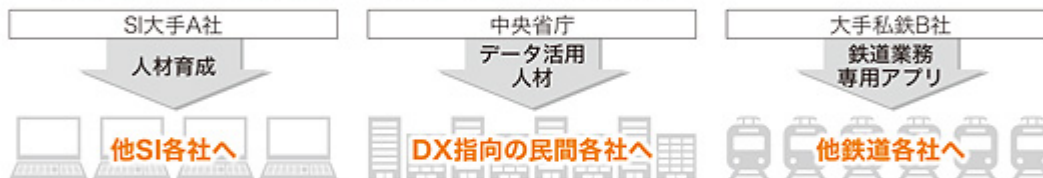
- III 先端課題に取り組む業界トップの顧客と、膝詰めで本質的な解決策を作成します。
- III 当該案件に取り組む中でクイバリティを拡張し（横）、完成した解決策を他社へ展開していきます（縦）。



※クイバリティ⇒Capability/企業全体が持つ組織的な能力・企業が得意とする能力のこと

### 「誰に」軸 ～業界トップから攻める「フラグシップモデル」～

- III 何れの業界に於いても業界トップはベンチマークとなります。従って、トップの取組み事例に対し業界他社は強い関心を持っています。（業界監督官庁も同様）



※SI⇒System Integrationの略

### 「何を」軸① ～デファクト技術のユースケース開発に軸～

- III グローバルでリーダーの地位を確立しないし確立しつつある技術を使って、ユースケースを開発し、顧客の現場にフィットさせる取組みは付加価値が高く、顧客からの評価も得られます。

#### ユースケース開発

- III 有力であるものの国内では業務利用例がまだ少ない技術を率先して採用
- III 顧客がやりたいことの落とし込みと、新規技術での実現形態を擦合せ
- III 幅広い技術の組合せて、早期に実効性のある解決策を実現



#### デファクト技術

- III 奇をてらわず、世界で実績あるリーダーポジションの技術を活用

\*デファクト技術⇒業界の標準として認められる技術・規格のこと

### 「何を」軸② ～チェンジ人材の成長・拡大～

- III 新しい技術に精通した人材の育成では、良質な教育コンテンツだけでなく、それを適用する良質な「実践の場」こそが重要ですが、当社にはその両方があります。





## トラストバンク子会社化

### 株トラストバンク 概要

- III 2018年11月30日、ふるさと納税関連事業を営む株トラストバンクを子会社化(株式取得価額4,800百万円)
- III 「Change Japan」の最重要テーマの一つである「地域創生」への取組みのカギとなるパブリック事業を強化
- III 同社は1,741ある地方公共団体のうち、1,430(8割超)が「既存顧客」



あなたの意思をふるさとに

都道府県別  
総務省発表に対する  
ふるさとチョイスの受入額シェア  
(2017年度)



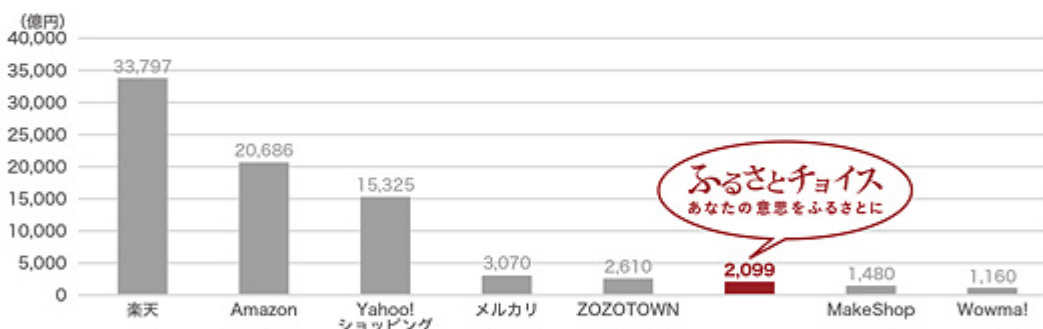
※1: 2018年6月27日時点トラストバンク社調べ  
※2: 2018年11月21日現在

- ふるさと納税黎明期からの老舗
- 取扱規模 圧倒的No.1



### ふるさとチョイス取扱高

- III 国内ECプラットフォーム6位相当の取扱高(2017年度)



※Empower Shopの記事を参考に編集(出典: <https://ecclab.empowershop.co.jp/archives/50308>)  
※数値は元記事による推定値も含まれています ※ロゴは各社の商標または登録商標です

### 「誰に」軸の一環としての意義

- III 幅広い業種で最大手顧客群との取組みを進行させております。
- III (株)トラストバンクの子会社化により、まずは公共領域の席卷を加速。

#### 当社の顧客基盤

業界	製造	運輸	建築・インフラ	金融	商社	公共	ICT
テーマ	Industry4.0	スマートシティ	スマートシティ	フィンテック	(各種)	オープンガバメント	IT人材育成
	自動車メーカー 大手	JR 大手	スーパー ゼネコン	中央省庁	総合商社 大手A社	政令指定都市	ICT 大手A社
	建機メーカー 大手	私鉄 大手	ハウスメーカー 大手	メガバンク	総合商社 大手B社	県庁A	ICT 大手B社
	電機メーカー 大手	地下鉄 大手	インフラ 大手	証券 大手	総合商社 大手C社	県庁B	ICT 大手C社
	食品メーカー 大手	エアライン 大手	電力 大手	損害保険 大手	総合商社 大手D社	県庁C	ICT 大手D社

\* EnterpriseZine記事(矢野経済研究所調査、2017/02/14)による  
(<https://enterprisezine.jp/article/detail/8964>)

6,400億円\*  
自治体IT市場を攻略

## 中期経営計画

### 中期経営計画のコンセプト

III 「Digitize & Digitalize Japan (Phase1)」

III 日本のデジタル時代を創る、主役になります。



III ビジネスモデル・業務プロセスのデジタル化、およびデジタル人材の育成を通じて、日本の生産性向上を成し遂げます。

III Digitizeは業務レベルのデジタル化、Digitalizeはビジネスモデルレベルのデジタル化、などと言われますが、チェンジはいずれも主ターゲットと捉えます。

III どれだけ大きなDigitalizeのビジョンを掲げても、現場で活躍する一人ひとりの意識と働き方が、デジタル時代に相応しいものになっていなければ、絵に描いた餅になってしまうからです。

III そうならないためにも、働く人々の日々の仕事はどう変わるのかのレベルまで含め、新しい日本の働き方をデザインしていきます。

III “Digitize & Digitalize Japan”を成し遂げるための取組みをphase5まで続け、人口減少という社会課題に立ち向かい、この困難を乗り越える主役となります。

III この中期計画は、その第1章と位置付けます。

### DX市場のリーダーへ

III 3年×5フェーズの15年で、日本のデジタルトランスフォーメーション市場においてリーダーの地位を確立するべく事業を展開して参ります。



### M&Aの活用

III 基本戦略に則りつつ、非連続的な飛躍の手段として今後もM&Aを活用する方針で進んでまいります。

III 「誰に」軸、「何を」軸、いずれか/双方の拡充を狙える案件をターゲットとします。

### KPI

III チェンジ単体とトラストバンク単体について、以下の評価指標を策定し、各指標を確りと伸ばしていくことで企業としての成長を実現する予定です。



\* テイクレート⇒手数料率のこと

・第一部 証券情報の直前に以下の内容を記載いたします。

(株価情報等)

### 1【株価、P E R及び株式売買高の推移】

2016年9月27日から2019年4月26日までの株式会社東京証券取引所における当社普通株式の株価、P E R及び株式売買高の推移(週単位)は以下の通りであります。

なお、当社株式は2016年9月27日をもって株式会社東京証券取引所に上場いたしましたので、それ以前の株価、P E R及び株式売買高について該当事項はありません。



(注) 1 当社は2018年7月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を、また2019年1月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っており、株価、P E R及び株式売買高の推移(週単位)については、下記(注)2乃至4に記載の通り、当該株式分割を考慮したものとしております。

- 2 ・株価のグラフ中の一本の罫線は、週単位の始値、高値、安値、終値の4種類の株価を表しております。なお、2018年7月1日付株式分割の権利落ち前の株価については、当該株価を4で除して得た数値を、2018年7月1日付株式分割の権利落ち以降、2019年1月1日付株式分割の権利落ち前の株価については、当該株価を2で除して得た数値をそれぞれ株価としております。
- ・始値と終値の間は箱形、高値と安値の間は線で表しております。
- ・終値が始値より高い時は中を白ぬき、安い時は中黒で表しております。

## 3 P E Rの算出は、以下の算式によります。

$$P E R（倍） = \frac{\text{週末の終値}}{\text{1株当たり当期純利益}}$$

・週末の終値については、2018年7月1日付株式分割の権利落ち前の終値については、当該終値を4で除して得た数値を、2018年7月1日付株式分割の権利落ち以降、2019年1月1日付株式分割の権利落ち前の終値については、当該終値を2で除して得た数値をそれぞれ週末の終値としております。

・1株当たり当期純利益は、以下の数値を使用しております。

2016年9月27日から2016年9月30日については、2016年8月22日提出の有価証券届出書の2015年9月期の財務諸表の1株当たり当期純利益を4で除して得た数値を使用。

2016年10月1日から2017年9月30日については、2016年9月期有価証券報告書の2016年9月期の財務諸表の1株当たり当期純利益を4で除して得た数値を使用。

2017年10月1日から2018年9月30日については、2017年9月期有価証券報告書の2017年9月期の財務諸表の1株当たり当期純利益を4で除して得た数値を使用。

2018年10月1日から2019年4月26日については、2018年9月期有価証券報告書の2018年9月期の財務諸表の1株当たり当期純利益を2で除して得た数値を使用。

## 4 株式売買高については、2018年7月1日付株式分割の権利落ち前は、当該株式売買高に4を乗じて得た数値を、2018年7月1日付株式分割の権利落ち以降、2019年1月1日付株式分割の権利落ち前については、当該株式売買高に2を乗じて得た数値をそれぞれ株式売買高としております。

## 2【大量保有報告書等の提出状況】

2018年11月15日から2019年5月8日までの間における当社株式に関する大量保有報告書等の提出状況は、下記のとおりであります。

提出者（大量保有者）の氏名 又は名称	報告義務発生日	提出日	区分	保有株券等の 総数（株）	株券等保有割合 （％）
神保 吉寿	2018年11月14日	2018年11月21日	変更報告書	1,410,000	20.88
みずほ証券株式会社	2019年2月28日	2019年3月7日	変更報告書 （注）1	15,200	0.11
アセットマネジメントOne 株式会社				819,400	5.98

（注）1 みずほ証券株式会社及びアセットマネジメントOne株式会社は共同保有者であります。

2 上記の大量保有報告書等は関東財務局に、また大量保有報告書等の写しは当社普通株式が上場している株式会社東京証券取引所に備置され、一般の縦覧に供されております。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

## 第三部【参照情報】

### 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照して下さい。

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

第16期(自 2017年10月1日 至 2018年9月30日) 2018年12月26日関東財務局長に提出

#### 2【四半期報告書又は半期報告書】

第17期第1四半期(自 2018年10月1日 至 2018年12月31日) 2019年2月14日関東財務局長に提出

#### 3【四半期報告書又は半期報告書】

第17期第2四半期(自 2019年1月1日 至 2019年3月31日) 2019年5月15日関東財務局長に提出

### 第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)の提出日以後、本有価証券届出書提出日(2019年5月15日)までの間において、当該有価証券報告書等に記載された事業等のリスクについて変更はありません。

なお、有価証券報告書等に将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項については本有価証券届出書提出日(2019年5月15日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

### 第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社チェンジ 本社  
(東京都港区虎ノ門三丁目17番1号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第五部【特別情報】

該当事項はありません。